個人情報の取り扱いについて

1. 会員および会員申込人（以下「本会員等」という。）あるいは家族会員および家族会員カード申込人（以下「家族会員等」という。）（以下「本会員等」、「家族会員等」あわせて「会員等」という。）は、以下の条項について同意のうえ株式会社北洋銀行（以下「銀行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）に「clover（JCB）」の申込みを、株式会社札幌北洋カード（以下「保証会社」という。）に保証委託の申込みをします。なお、下記の条項が本申込みにかかる申込書、会員規約等の条項と重複している場合には下記の条項が適用され、下記の条項以外の条項については、申込書、会員規約等の条項が適用されることに同意します。
2.会員等は、本申込みに際し、銀行、JCBおよび保証会社の所定の審査によってはご希望に添えない場合があること、またその場合銀行、JCBまたは保証会社がお断りする理由および内容について一切回答しないことに同意します。
3. 会員等は、「ポイント交換コースのご選択」において、マイル自動移行コースを申し込むにあたり、①ANAマイレージクラブを選択した場合は、銀行がANAマイレージクラブお客様番号、氏名を全日本空輸株式会社およびJCBに提供すること、②JALマイレージバンクを選択した場合は、銀行がJALマイレージバンクお得意様番号、氏名を日本航空株式会社およびJCBに提供することに同意します。

I.「clover」「cloverSAPICA」「clover Kitaca」申込みにあたっての「個人情報の利用目的等に関する同意」

第1条（個人情報の利用目的）

会員等は、銀行が個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）にもとづき、会員等の個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することにつき、これを認識し理解したうえで同意します。

業務内容	○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ○投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	（1）銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用致します。 ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため ②犯罪収益移転防止法に基づく本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため ④融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

	⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ⑨市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスの各種ご提案のため ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ⑬銀行およびグループ会社等の各種リスクの把握および管理のため ⑭取得した閲覧履歴等の情報を分析して、行動・関心に応じた新商品・サービスに関する広告のため ⑮取得した行動履歴等の情報を分析し、その結果を第三者へ提供するため ⑯その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため （2）特定の個人情報の利用目的が、法律等にもとづき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。 ①銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供致しません ②銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供致しません （3）銀行は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用いたしません。

※ダイレクトメールや電話による金融商品やサービスに関する各種ご提案のため利用は取り止めすることができますので窓口へお申し付けください。

（その他個人情報の取扱いに関するご確認）

・前記融資業務において、債権が債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転されることがあります。その場合、個人情報は債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等へ提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。

・前記融資業務において、債権がサービサー等へ債権管理回収業務の委託が行われることがあります。その場合、個人情報は債権の管理回収業務に伴って業務上必要な範囲内で、委託先であるサービサー等へ提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。

第2条（個人信用情報機関の利用等）

1．本会員等は、銀行が加盟する個人信用情報機関および、同機関と提携する個人信用情報機関に本会員等の個人情報

（当該機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること

に同意します。
2. 銀行がこの申込みに関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、本会員等は、その利用した日および本申込みの内容等が同機関に1年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は本同意書末尾に記載のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

第3条（個人信用情報機関への登録等）

1. 本会員等は、本同意書末尾に記載の個人情報（その履歴を含む。）が銀行の加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第１３条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。
2. 本会員等は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は本同意書末尾に記載のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行ないます（銀行ならびに保証会社ではできません）。

第4条（本契約が不成立の場合）

「clover」の契約が不成立であっても本申込みをした事実は、第2条および第3条にもとづき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間（各個人信用情報機関が定める一定期間）利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第5条（個人情報の保証会社との第三者提供）

会員等は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む会員等に関する下記情報が、保証会社における、本申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他会員等ならびに連帯保証人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることを同意します。

1. 氏名、生年月日、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要項に　関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
2. 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
3. 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、会員等の銀行における取引情報（過去のものを含む）
4. 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
5. 銀行が保有する会員等の情報
6. 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

また、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む会員等に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令

等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案その他、会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることを同意します。

1. 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要項に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報

2. 保証会社での保証審査の結果に関する情報

3. 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報

4. 保証会社における、保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報

第6条（本同意条項に不同意の場合）

銀行は、会員等が本申込み、契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合および、本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本申込み、契約をお断りすることがあります。

第7条（条項の変更に関する同意）

本同意書の条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。

以下はクレジットカードを申込むにあたっての「個人情報の利用目的等に関する同意」

II.（「clover（JCB）会員規約　第2章　個人情報の取り扱い」と同文）

第 13 条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当行もしくは JCB または両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。

①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、職業、カードの利用目的、E メールアドレス等、会員等が入会申込時および第 9 条等に基づき入会後に届け出た事項。

②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。

③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。

④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または JCB が収集したクレジット利用・支払履歴。

⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。

⑥当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。

⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員がオンライン取引取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「ディバイス情報」という。）

(2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②当行もしくは JCB または両社のクレジットカード事業その他の当行もしくは JCB または両社の事業（当行または JCB の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCB または加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。

⑤刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(3)本契約に基づく当行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

(4)割賦販売等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とディバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正使用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB ホームページ内の J/Secure(TM))サービスに関する案内にて確認できます。

2.会員等は、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第 1 項(1) ①②③④の個人情報（第 14 条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。）を共同利用することに同意します。（JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。

3.会員等は、当行または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 1 項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有

する者は JCB となります。

第 14 条（個人信用情報機関の利用および登録）

1.本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当行または JCB が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。

(1)両社が自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含む。以下本条において同じ。）が登録されている場合はこれを利用すること。

(2)本規約末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報（その履歴を含む。）が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにこれを利用されること。

(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、当行または JCB が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第 15 条（個人情報の開示、訂正、削除）

1.会員等は、当行、JCB、JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1)当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ

(2)JCB、JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ

(3)加盟個人信用情報機関に対する開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ

2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 16 条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第 13 条第 1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCB または加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）。

第 17 条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第 13 条に定める目的（ただし、第 13 条第 1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCB または加盟店等の営業案内等を除く。）および第 14 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2.第 42 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 13 条に定める目的（ただし、第 13 条第 1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCB または加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー　JCB インフォメーションセンター

東京　0422-76-1700　　大阪　06-6941-1700

福岡　092-712-4450　　札幌　011-271-1411

3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ(ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番 4 に従うものとします。)、ご相談、および支払停止の抗弁に関する書面については、下記 WEB サイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。

個人情報に関する相談窓口

https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teikei

4. JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。

（GSH00555・20250228）

＜銀行相談窓口＞

〒064-0808　札幌市中央区南8条西8丁目523番地　北洋銀行　クレジットカードセンター

電話　0570-019-680

受付時間：祝祭日を除く月曜日から金曜日　午前9時から午後5時まで

＜JCB相談窓口＞
〒181-8001　東京都三鷹市下連雀7-5-14　株式会社ジェーシービー　お客様相談室
電話　0120-668-500

（共同利用会社）
本章に定める共同利用会社は以下のとおりです。
〇株式会社JCBトラベル
〒171-0033　東京都豊島区高田3-13-2　高田馬場TSビル
利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス等の提供
〇株式会社ジェーシービー・サービス
〒107-0062　東京都港区南青山5-1-22　青山ライズスクエア
利用目的：保険サービス等の提供

III.保証委託申込みにあたっての「個人情報の利用目的等に関する同意」〔保証委託先：株式会社札幌北洋カード〕

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

会員等は、本申込（本契約を含む。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、保証会社が保護措置を講じた上で、以下の情報（以下、これらを総称して個人情報という。）を収集・利用することに同意します。

①氏名、生年月日、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、収入・負債に関する情報、借入要項に関する情報等、所定の申込書等に会員等が記載いただいた事項および申込後にご申告いただいた事項
②本申込に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数
③本申込に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
④本申込に関する会員等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、保証会社が収集したクレジット利用履歴及び過去の負債の返済状況。
⑤会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
⑥官報情報等、公開情報

第2条（個人信用情報機関の利用・登録等）

1．本会員等は、保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および同機関と提携する個人信用情報機関に照会し本会員等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、電話帳記載の情報等を含む。）が登録されている場合には、保証会社がそれを支払能力の調査の目的（返済能力または与信後の管理をいう。ただし銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）に限り利用することに同意します。
2．本同意書末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める会員等の個人情報（その履歴を含む。）が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録され、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が自己の与信取引上の判断

（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法39条および貸金業の規制等に関する法律第30条第2項等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにこれを利用することに同意します。
3．保証会社が加盟する個人信用機関および本申込にもとづき登録される情報と期間は本同意書末尾に記載のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されております。

第3条（保証会社と銀行の間での個人情報の提供）

会員等は、本申込にかかる情報を含む会員等に関する下記情報が保証会社より銀行に提供され、下記目的の達成に必要な範囲で、銀行が利用することに同意します。

＜提供される情報＞

①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに契約書ならびに付属書面等本申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報

②保証会社での保証審査の結果に関する情報

③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報

④保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報

⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

＜提供される目的＞

第1章第1条に記載の利用目的

第4条（債権譲渡に伴う個人情報の第三者提供）

保証履行に伴う求償債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。会員等は、その際、会員等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設定された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第5条（個人情報の債権回収会社への第三者提供）

保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本申込に係る債権の管理・回収を委託する場合には、会員等に関する第1条に規定する個人情報が、同社における保証会社債権の管理・回収のために必要な範囲で、保証会社より同社に提供されます。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1．会員等は、保証会社及び第2条に記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。保証会社に開示を求める場合には、第8条記載の保証会社窓口に連絡して下さい。個人信用情報機関における情報の開示を求める場合には、第2条記載の個人信用情報機関に連絡してください。2．万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条（本同意条項に不同意の場合）

保証会社は、会員等が本申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部または一部を承認いただけない場合、本申込をお断りすることがあります

第8条（個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。なお保証会社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

＜お問い合わせ先＞

株式会社札幌北洋カード　お客様相談室

〒060-0042　札幌市中央区大通西 3-11　北洋ビル 5 階

TEL　011-232-8961（　受付時間：平日9：00～17：00）

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条および第 2 条にもとづき、本契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

［個人信用情報機関および登録情報・登録期間］

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。		（CIC） 株式会社シー・アイ・シー 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト　15　階 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/ 主な加盟会員：割賦販売等のクレジット事業を営む企業 株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関です。	（KSC） 全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 主な加盟会員：金融機関とその関係会社等	（JICC） 株式会社日本信用情報機構 〒110-0014 東京都台東区北上野1－10－14 住友不動産上野ビル5号館 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ 主な加盟会員：クレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業 株式会社日本信用情報機構（JICC）は、貸金業法に基づく指定金融情報機関です。
加盟	銀行	○	○	
	JCB、DC	○	○	○
	保証会社	○		
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番		左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		

号、本人確認書類の記号番号等の本人情報			
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヵ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および取引終了日（完済していない場合は完済日）から5年間	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内
④官報において公表されている情報		破産手続開始決定等を受けた日から７年を超えない期間	
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。
※上記の他、CIC および JICC については、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。
※上記の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から 5 年以内(入会年月日が 2018 年 3 月 31 日以前の場合は延滞解消日から 1 年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から 1 年以内が登録されます。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	KSC、JICC
JICC	KSC、CIC
KSC	CIC、JICC

※加盟個人信用情報機関ならびに提携個人信用情報機関が、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」第3条の施行に伴い、割賦販売法第35条の3の36に規定される指定信用情報機関に指定された場合、当該指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加盟会員の依頼に応じ、当該指定信用情報機関に登録された個人情報を加盟会員に提供します。（但し、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いのサービスがないカードについてはこの限りではありません。）

※「個人情報の取り扱いについて」は PDF ファイルもご用意しています。

PDF ファイルのダウンロードはこちらから